



川副町 有明佐賀空港

今月の記事

C O N T E N T S

## ● 日本年金機構

- 事業主の皆様へ「算定基礎届」の提出はお済ですか? ..... 2  
「賞与支払届」の提出をお忘れなく!! ..... 2
- 20歳前等の国民年金加入前に病気やけがをされてことによる障害基礎年金受給者の皆さまへ ..... 3
- 国民年金保険料免除制度の申請手続きを! ..... 3

## ● 全国健康保険協会 佐賀支部

- 出産育児一時金フローチャート ..... 4~5

## ● 佐賀県社会保険協会

- 平成23年度一般財団法人佐賀県社会保険協会事業報告・決算報告 ..... 6
- 第4回カラダ・プラス1(ワン)開催予告!! ..... 6
- 平成24年度 社会保険事務講習会開催のご案内 ..... 7

- 年金相談窓口開設等のご案内 ..... 8
- 一般的な年金相談に関するお問い合わせは ..... 8

● 社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

## 事業主の皆様へ

### 「算定基礎届」の提出はお済ですか？



- 「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。  
(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくこととなります。)
- 「算定基礎届」の提出がありませんと、「標準報酬月額」の見直しができませんので、提出がお済でない場合は、早急にご提出をお願いします。
- 平成24年5月31日以前から被保険者の方は、「算定基礎届」の提出が必要です。  
(6月初旬にお送りしております「算定基礎届」は5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、平成24年5月31日以前から被保険者である方で送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによりお届けが必要となります。)
- 現在、**被保険者の方が「0人」**であっても、「**総括表**」のみ提出が必要です。

### 「賞与支払届」の提出をお忘れなく!!

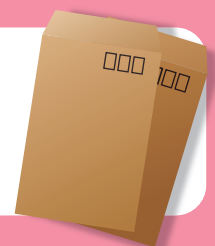


- 被保険者に賞与を支給したときは、**支払った日から5日以内**に「賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」の提出が必要です。
- 賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことを「標準賞与額」といいます。保険料の計算は、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算することとなります。
- 「賞与支払届」(紙様式またはフロッピーディスク等)に「被保険者賞与支払届総括表」(紙様式)を添付のうえ、提出してください。
- 賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「被保険者賞与支払届総括表」の「不支給1」に○印をつけて提出してください。

## 各種適用関係届書の送付先

資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される場合は、以下の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F  
**日本年金機構 佐賀事務センター**



## 20歳前等の国民年金加入前に病気やけがをされたことによる 障害基礎年金受給者の皆様へ

- 国民年金に加入する前の病気やけがにより障害基礎年金を受給されている方は、引き続き年金を受けとることができるかを審査するために、**毎年7月末日までに**現況届・所得状況届等の届出をしていただく必要があります。
- 届出書につきましては、直接ご本人様あて送付されてきますので、**お住まいの市町役場の国民年金担当窓口にご提出**ください。
- 障害の状態について確認が必要な方は「診断書」の用紙を併せてお送りします。「診断書」は**7月1日以降**の障害の状態を医師により記入、証明していただき、ご提出ください。(レントゲンフィルム等の提出が必要な方は、レントゲンフィルム等も併せてご提出ください。)
- 平成24年1月2日以降に住所を変更されており、現在のお住まいの市町と1月1日時点でのお住まいの市区町村が違う場合は、**1月1日時点でお住まいの市区町村役場より所得証明書をお取り寄せいただき**、届出書に添付していただく必要があります。

### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

## 国民年金保険料免除制度の申請手続きを！ 国民年金保険料の納付が困難なときは

### ①免除(全額免除・一部納付)申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が全額免除又は半額納付などの一部納付となります。

※なお、一部納付(一部免除)については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効(未納と同じ)になります。

### ②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

### ③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

**お急ぎ下さい!!**

平成23年度  
(平成23年7月～平成24年6月)の免除申請の受付は、  
**平成24年7月末日です。**

※平成24年度(平成24年7月～平成25年6月)の免除申請の受付が始まりました。希望される方は届出が必要です。



出産育児一時金

出産  
育児  
一時金

フロー  
チャート

出産する医療機関等で「直接支払制度」を利用しますか？

※直接支払制度を利用できるかどうかは、出産予定の医療機関等にご確認ください。医療機関等によっては「直接支払制度」の代わりに「受取代理制度」に対応している場合があります。医療機関等が「受取代理制度」に対応している場合の手続き方法についてはお問い合わせください。

する

出産費用は1児につき  
42万円未満でしたか？

※妊娠22週未満の出産、または産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産の場合は、39万円

はい

いいえ

出産費用が出産育児一時金の額を超えた場合は、超えた額を医療機関等へお支払いいただきます。出産育児一時金の申請は、医療機関等が、全額を協会けんぽに請求しますので、**被保険者の方で特に手続きをする必要はありません。**

しない・できない

出産費用全額を医療機関等にお支払いいただきます。

※出産費用の支払いが難しい場合は無利子の貸付制度をご利用いただくこともできます。貸付制度についてはお問い合わせください。

出産育児一時金を  
協会けんぽに申請できます。

【申請書】健康保険出産育児一時金支給申請書  
【添付書類】

- ① 医師・助産師または市区町村長の説明がない場合は、出生が確認できる書類
- ② 出産費用の領収・明細書の写し
- ③ 直接支払制度に係る代理契約に関する文書の写し(直接支払制度を利用しない旨の記載があるもの)

出産費用と出産育児一時金の差額分を、協会けんぽに申請できます。

A. 差額申請書の送付を待つて  
申請する場合

通常、出産の2～3ヵ月後に、被保険者のご自宅へ協会けんぽから申請用紙等が送付されます

【申請書】  
健康保険出産育児一時金差額申請書  
【添付書類】不要

B. 出産後すぐに申請する場合

【申請書】  
健康保険出産育児一時金内払金支払依頼書  
【添付書類】

- ① 医師・助産師または市区町村長の証明がない場合は出生が確認できる書類
- ② 出産費用の領収・明細書の写し(直接支払制度を利用する旨の記載があるもの)
- ③ 直接支払制度に係る代理契約に関する文書の写し  
※②に「出産年月日」と「出生児数」の両方が記載されている場合は、①は不要。

## 「直接支払制度」とは、

医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金の支給申請および受取を行う制度です。この制度を利用する場合は、医療機関等と被保険者で、申請・受取に係る代理契約を締結する(合意文書を交わす)ことになります。協会けんぽに事前に手続きをする必要はありません。(※資格喪失後の出産の場合は、協会けんぽに「資格喪失等証明書交付申請書」を提出する必要があります)



## 「産科医療補償制度」とは、

通常の妊婦・分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性麻痺となった赤ちゃんが速やかに補償を受けられる制度で、分娩を取り扱う病院、診療所や助産所(分娩機関)が加入する制度です。産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産する場合(妊婦22週未満の場合を除く)は、掛金相当分(1児につき3万円)が出産費用に上乗せされることから、出産育児一時金にも掛金相当分が上乗せされて支給されます。(39万円+3万円)



- 出産育児一時金の対象となるのは、妊娠4カ月(85日)以上の出産で、早産・死産・流産・人工妊娠中絶も含まれます。
- 多胎分娩の場合の支給額は、42万円(産科医療補償制度対象外の場合は39万円)×出生児数です。
- 帝王切開等による分娩で保険適用分の医療費が高額になるときは、「限度額適用認定証」を利用することで、保険適用分の窓口負担額を一定の自己負担限度額までとすることができます。手続き方法等についてはお問い合わせください。
- 出産育児一時金を受ける権利は、出産日の翌日から2年を経過すると時効により消滅しますのでご注意ください。

### 出産日が資格喪失日以降である場合

### 資格喪失後の出産育児一時金

次のいずれかの場合は、資格喪失後でも給付を受けることができます。

- ・引き続き1年以上の被保険者期間がある**被保険者**が、資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合
- ・引き続き1年以上の被保険者期間がある**被保険者**が、退職後任意継続被保険者となり、任意継続被保険者の資格を喪失後6ヶ月以内に出産した場合

○ **被扶養者の資格喪失後給付はありません。**上記要件を満たさない場合は、資格喪失後に加入した健康保険にお問い合わせください。

○ **資格喪失後に直接支払制度を利用される場合は、医療機関等に資格喪失等証明書を提出する必要がありますので、「資格喪失等証明書交付申請書」を協会けんぽにご提出ください。**

注)「引き続き1年以上の被保険者期間がある」とは、現在の会社で1年なくても、それ以前の協会けんぽ(または健康保険組合)加入期間から、間が空かずに連続加入していた期間が、1年以上あれば可能です。任意継続の期間及び共済組合や国民健康保険の加入期間などは除きます。

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階



**全国健康保険協会 佐賀支部**  
協会けんぽ

**TEL 0952-27-0611**

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ 佐賀

検索





## 平成23年度(財)佐賀県社会保険協会 事業報告

一般財団法人佐賀県社会協会の理事会・評議員会が、さる6月6日に開催され、平成23年度事業報告、収入支出決算報告が審議され、原案どおり可決されましたので報告します。

社会保険制度の趣旨の普及と事業の円滑な運営及び被保険者等の健康保持・福祉の増進、社会保険制度の効果と効率を図るため各種事業を実施しました。

種別	名称	実施年月日	内容
会議	監事会	23年5月23日	平成22年度一般会計の監査・役員改選
	理事・評議員会	23年6月8日	平成22年度一般会計の事業・決算報告について
		24年3月27日	平成24年度 事業計画・収入支出予算
講習会・説明会等	社会保険・労働保険事務説明会	23年6月	県内6箇所社会保険・算定基礎届・健康保険の給付等の説明
	社会保険事務講習会	23年4月・5月・7月 9月・11月・2月	佐賀・鳥栖・伊万里・武雄の4会場で 延20回 523名参加
	年金シニアライフセミナー	23年10月・11月	佐賀・鳥栖・唐津・武雄の4会場で 87名参加
	年金相談	随 時	事業所に出向いての年金相談
健康づくり	カラダ・プラスワン	年 間	パソコン・携帯からの参加で健康への意識改革を 87名参加
保健師活動	健康相談	随 時	保健師の事業所訪問による健康相談
広報	社会保険さが	毎 月	社会保険の現況、関係法令の解説・諸手続の実務等周知するため全会員に毎月送付
	諸資料	随 時	事務手続集・健康づくりカレンダー・業務案内・チラシ等配布インターネットによる協会事業等の広報
関係機関との連携協力	健康保険委員・年金委員会	随 時	健康保険委員・年金委員研修会・事務講習会・年金セミナー
			健康づくり事業(委員会と共催) 佐賀ブロック・ポウリング大会 19チーム 57名参加 唐津ブロック・ソフトボール大会 8チーム 120名参加 武雄ブロック・ポウリング大会 12チーム 36名参加

## 平成23年度 決算報告

平成23年度正味財産増減計算書			
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで			
科目	予算額	決算額	差異
一般正味財産増減			
経常増減			
経常収益			
会費	33,500,000	31,351,870	△2,148,130
利息	50,000	41,663	△8,337
雑収入		21,620	21,620
経常費用			
事業費	44,055,000	36,839,061	△7,215,939
管理費	7,286,000	7,413,124	127,124
経常外増減			
経常外収益	68,064,098	68,143,761	79,663
経常外費用	0	16,372,200	△16,372,200
一般正味財産期末残額	50,273,098	38,934,529	11,338,569

あなたも  
チャレンジ

健康づくり企画  
KARADA PLUS ONE

# 第4回 カラダプラスワン

8月1日~  
登録期間 9月30日

実施期間 ● 2012年  
9月1日~11月30日

**健康づくり企画カラダ・プラス1(ワン)とは**  
現代人の生活は、仕事が忙しく暇がないなど運動不足になりがちです。『カラダ・プラス1』は、ウォーキングなどを日常生活に取り入れ、生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防する事を目的としています。日々の運動は、皆さんを快適な生活に導いてくれます。ぜひ、ご参加ください。

<http://www.syahokyo-saga.or.jp/>

携帯でアクセスされる方は右に表示されたQRコードを読み取ってアクセスしてください。直接入力フォームにアクセスできます。登録は8月1日からです。

平成  
24  
年度

# 社会保険事務講習会開催のご案内

## 『出産・育児・介護に関する 社会保険及び雇用保険』

出産・育児・介護休業に関する  
手続き及び給付等の講習。

地区	平成24年	会場
武雄	8月20日(月)	武雄市文化会館
佐賀	8月22日(水)	アバンセ
伊万里	8月27日(月)	伊万里市民センター
鳥栖	8月29日(水)	サンメッセ鳥栖

講師●社会保険労務士

## 『協会けんぽの 健康保険に関する講習』

健康保険のしくみや給付、  
任意継続に関する講習。

地区	平成24年	会場
鳥栖	9月12日(水)	サンメッセ鳥栖
武雄	9月13日(木)	武雄市文化会館
伊万里	9月18日(火)	伊万里市民センター
佐賀	9月19日(水)	アバンセ

講師●全国健康保険協会佐賀支部職員

●実施期間 各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

●募集定員 佐賀・武雄**50名** 鳥栖・伊万里**30名**(定員になり次第締め切ります)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

●対象者 事業所の社会保険事務担当者

●参加費 **会員事業所は無料** (但し、平成24年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

●申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



〈キリトリ線〉

## 社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号				☎おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場日時	( 佐賀 ・ 鳥栖 ・ 武雄 ・ 伊万里 ) 会場 / 平成 年 月 日 ( )			
参加者氏名(2名まで)				
事業所名				
事業所所在地	〒			事業所電話番号 ( )
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

## 平成24年8月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1 多久市役所 (予約)	2 鳥栖市役所 (予約)	3 伊万里市役所 (予約)	4
5	6 延長相談 19時まで	7 鹿島市民会館 (予約)	8 有田町役場 東庁舎 (予約)	9 鳥栖市役所 (予約)	10 伊万里市役所 (予約)	11 年金事務所 休日相談日
12	13 延長相談 19時まで	14 基山町役場 (予約)	15 多久市役所 (予約)	16 鳥栖市役所 (予約)	17 伊万里市役所 (予約)	18
19	20 延長相談 19時まで	21 鹿島市民会館 (予約)	22 有田町役場 本庁舎 (予約)	23 鳥栖市役所 (予約)	24 伊万里市役所 (予約)	25
26	27 延長相談 19時まで	28 基山町役場 (予約)	29	30	31 伊万里市役所 (予約)	

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00

年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

## 出張相談 予約制 相談時間 10:00▶15:00

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所での予約による年金相談も受付けております。  
※希望される日の前日までに申し込んでください。

- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

※唐津・武雄年金事務所は、第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

### 一般的な年金相談に関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』 **0570-05-1165** (ナビダイヤル)へ!



**050**または**070**から始まる電話でおかけになる場合は  
**03-6700-1165**にお電話ください。

### 受付時間

- 月曜日 8:30～19:00
- 火～金曜日 8:30～17:15
- 第2土曜日 9:30～16:00

- 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで相談をお受けします。
- 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。



- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の電話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

**平成24年7月分**保険料の納付期限は**平成24年8月31日(金)**です。

ご注意ください

※平成24年7月分の社会保険料計算に係る届書は**8月6日(月)**までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成24年7月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。